平成２２年（フ）第４２７号
高知市愛宕町１丁目９番23号　矢野アパート２Ｆ
債務者　本山　康夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８号
福岡県直方市大字山部779番地２
債務者　相良　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２８３号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2335番地21シティハイツ三里木101号
債務者　山村ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４５７号
熊本市江津１丁目14番８号
債務者　大浦　暢夫
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８号
大分県佐伯市中村北町５番43号
債務者　榮　セイ子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池1822番地１サンヒルズガーデンＣ棟
債務者　増元啓一郎
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２９６号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町35番11―35号
債務者　竹之内　繁
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
鹿児島県鹿児島市星ケ峯５丁目41番１号
債務者　木之下正太
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
鹿児島県鹿児島市星ケ峯５丁目41番１号
債務者　木之下祐太
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地２　県住１棟407
債務者　中島千賀子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
鹿児島県鹿児島市千年１丁目20番23号
債務者　河野千恵子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
鹿児島県鹿児島市甲突町19番20号ＥＩＲマンション城南通り911、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市甲突町28番23号　スカリナータ甲突503号
債務者　中園　憲彦
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目９番17号　錦江ビッグハイム101号
債務者　永井　　元
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平515番地の４メゾンＫミヤギＢ―101
債務者　橋口　智恵
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１９号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平515番地の４メゾンＫミヤギＢ―101
債務者　橋口　和久
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２４２号
沖縄県糸満市字北波平320番地　なみひらハイツ205号
債務者　比嘉　一之
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９号
沖縄県石垣市字真栄里188番地の２　コーポおりーぶ２―Ｃ
債務者　下謝名　亮
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部